

伴信友著 比古婆衣四巻抄
唱更國

漢日本紀 天寶二年十月丁酉先是征薩摩隼人時禱祈太

宰所部神九處實賴神威遂平荒賊爰奉幣帛以賽其

禱焉唱更國司等今薩摩國也言於國內要害之地建柵置戍守

之許焉とて唱更の名は事由いふと詳を説と云ん

古事記侍書と此列稱のと説とれとも存と禱者と也

あとちとはとはとはと史記の中と又とりと事とは

漢書と考とると説とのといときとはと試とみとしとはと其と史記とのと矣

王濬傳と漢文帝との特と濬とがと封と國とをと在とてと互と心とをと狀ととと云と下とにと其



服部文庫

イ 17

2186

20



居國以銅鹽故百姓無賦卒踐更輒与平賈与何と云義亦踐更若
今唱更行更者也言民自著卒更有三田有卒更踐更有過更古
者正卒無田人皆當迭之是為卒更貧者欲雇更錢者次直者出
錢雇之月正是為踐更天下人皆直成邊三日亦各為更律所謂
繇成也雖丞相亦在成邊之調不可人自行三日成不行者出錢三
百入官給成者是為過更此漢初因秦法而行之後改為謫乃
成邊一歲といひ今それ大意を考ふるは史記に云く踐更ハ漢
世の制邊塞の成卒といふ稱也唐世の制唱更行更と云
と何れも同一趣なる成卒の稱なりといふべし亦唱更ハ
唐の制に准へり擬びて云ふ成卒の稱なりと云く然る

ハ上子舉る續紀ハ大寶二年十月云云と載されし前に八月丙申朔

薩摩多祿 二國なり同記和銅二年六月の 隔化逆命於是發兵征討遂校

戸置更九月戊寅討薩摩牟人軍士殺數有差と云えて 此二件と併考す

ハ二國の牟人なり薩摩手なると討られ 十月及ひて上子舉るのころ唱更

國司等 今薩摩國也 言於國內要害之地建柵置戍守之許焉と載られ

るハ薩摩國の要害の地子牟人と守る柵と建て成卒と置いと

奏せし由許しをわたりておけ時々の柵と建て成卒以置れり

かの唐割の唱更の稱を擬びて薩摩と唱更國と改めさせたるハ 正義ハ

節々開元二十年子著せし書にこれハ今の唱更といふハ此成柵と ありハ國司

稱よたたりたるを考へてか記されたるに今薩摩國也と

ある後、その成柵を廢め成卒を置きては、其の替はれしによりて
舊に薩摩の名を復されしける御世となりて此紀と撰ばれしは、故
に今、薩摩の國也と云ふより記しゆるべきなり
さきの記と混ら
けき記とをなす 拾
芥抄改名所、部、薩摩國元唱更國といふことあり
いはゆる唱更の國
子成卒を置ける
前の年大正元年の八月、律令の撰定成りし由、流記に見えしといふ、普く舉行さるし
りし、此時の唱更、令制の太宰府に被接し、向る守邊の防人とも同し、同いん
さて唱更のそのめ、字音のやに唱より、一防人を佐後母利といふ、と異國の
守に備へたる、海邊の崎を守る、其の稱を、一、唱更、隼人の輩、此守を、佐後
母利と稱し、一、さて其成柵を廢め、其の國名とも舊に復されし證は
きんなり
同紀、養老元年四月甲午、天皇御西朝、大隅、薩摩二國、隼人
等奏風俗歌舞、授位賜祿、各有差と云えて
唱更柵と建らぬ
大正二年より十六年
是より先、二國の隼人等の暴戾たる輩、其の平伏たる

趣を故に、唱更の柵を廢め、
既に令制と漸調ひて防人
備えりたるを
それ、其のあをせて國名とも舊の薩摩、子復されたりし
一、然るに大隅、薩摩二國、隼人等云こと、たち、其の薩
摩の國名と記され、此後、唱更國と記さるる、其のあを、
わく、其の薩摩國と記されし、其のあを、
わく、其の薩摩國と記されし、其のあを、



比古婆衣

四之卷

伴信友

安米都知誦文考

源順朝臣家集云

あめつちの歌

四十八首

もと源氏の首忠の御臣藤原なるものありて
いづみのかきつよとのゆきをいそぐるあはれ
と記す^上あめつちの歌^下なり

歌畧

今中つ伴の謠詞を按ずたるものありて四十七音と物事
を言ふものありてあめつちの歌と唱ゆる文のありて其謠

此言とも色々あはつちと係りまゝととも其文まゝと
系系首首と後六と二人と歌子よられたる子順
朝臣甚多一は歌をよみたるよりなり
有忠朝臣と藤六トノ
履歴アリ 畧々 さて
伴比歌の功此歌に起句の上此歌を書つてねるに如し
取免つちかしそりやまふをみぬたふくもきりむち
おけひといぬう人も急由わさるたふせよえのえを
なれぬて

御ん志部元の信よといとて云々おろ松うえと有て次子の
ちをきくそ其歌よ又元しそぬま山つくむそとありて四十七言
の介よえり此歌一首何れは相摸集なる此らのつちをよめる歌

も此の御子見まゝと云々此順集の歌此歌のつち四十八首と
はあまの全文よえり二つある全うさふいふも二つあるは
うたのわがしといはれたまけていそりいふおのつちか
まゝといふと二つあるものも四言を二言とてあつたは
四十七言まゝの一言もあつた其の句をよめる人といへ
ちと一つ助へくあつたはにのやあかんかづも一は御歌
とをきまゝ全文流書よあつちの歌を書つたあまら
りといふ文と首尾よをきくすを歌とあつたを

中果

洞物語

國禪

卷 二 仲忠の書て孫孝奉将御手本の書いふとつた

とらるる春詩夏詩の詩あつたるとはあつたの文は
さるる一は物後天徳の以作るとはさるとはあつたの
みさるる木とてはさるる天祿元年原為憲朝臣の著るる
口遊キコユ子四十七音此誦歌と載るる其詞たあるてはさるる
は歌がた下今按世俗誦阿女都千保之曾羅也万託説也此誦為勝
とらるるもあつたを又加茂保憲女集にさるとしてはさるる
此あつたの文は千字文とてさるとはさるるはさるる
さるるあつたの文はさるるはさるるはさるるはさるる
いとぬいとぬいとぬいとぬいとぬいとぬいとぬいとぬ
ゆわさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるる

ばさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるる
あつたはさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるる
誦とらるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるる
はさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるるはさるる

太為尔歌考

太為尔歌ハ四十七音と詞ふとの長歌はさるる誦む
作さるるはさるるは源為憲朝臣の口遊キコユ此中の書翰門子載
つんたさるるこの口遊の切書ハ尾張国大須江村福寺に藏る弘長三年

宛以左親衛相公殿下第一小即御詔松年初七歳天性聡敏中今年秋以門下書
生为师誦李峤百廿詠矣然猶誦習之餘或有遊戯遊戯之裏間有歌
誦蓋是年少之所致也彼韓槽帶口之歌優則優矣終非吏幹之備也難波内
聖之誦妙則妙矣豈是朝廷之儀哉是以經籍之文故老之說可用朝家難拋問卷之

類勅为一卷之中分門之中載曲凡十三門三百七十八曲名曰口遊取上賢郎其詞或歌欲令
 詠耽於心也其體或直欲令全即近於俗也願為此卷於堂底之玩常為其文於口中之遊
 托而言之為小節而作不為人而作之也野于時天祿元年冬十二月廿七日僕夫源為憲序
 とりつ奥書于時弘長三年二月五日於山田亭思息行文書寫之少加思筆と記せり
 芥一郎の系圖に按るに右兵衛佐從四位上親賢朝臣子當り

此本書古筆といつと誤寫晚字虫損を多く出此誦歌は
 然あると誤字の本書に臨せる字體の趣はよく見ゆる又其轉
 訛を推考へ彼此考訂してあるに舉げ本書に誤晚をも其字下
 より注して後の考ふ備ふかして其歌詞を考ふるも其意
 とのひてよきとえされもよりの如く歌を創作するといつ
 難きわざなり其心をひいてわがうたよみとてりて
 此といま太為尔歌といふ伊呂波歌といふは倣ひてなるを

書籍門

九雜曲 九ハ三ろ七十八曲の
 中の第一歌あり

畧誦

太為尔伊天 太字本書 奈徒武和礼遠曾 奈徒武三字とナ
 大と書り

奈美如須止 本書美ヲ差と書 安佐利於比由久 本書利と利と書
 止と立と書り

留古良 信と書り 毛波保世与 与字本書虫喰ありて心かしのとエフ不
 信と書り

謂之借 此ハ六字多注あり之借 二字本書ニ供と書り

今案世俗誦阿女都千保之曾羅也 阿字本書虫喰れれと字
 體勢髣乎み四羅也万の

三字と本書里女こと書り 訛説也 本書説と此誦為勝 世俗にありつちほ
 草変比轉訛なり

いづれ補又あはれと云は太為伊天
云この浦勝まるといふ事なり

太為伊天タケイテン田井タニみ出でなり奈徒武和ナドブカ和礼遠曾ワレトを菜摘ナヅメむ我を
がなり支サ美ミ文ブ須止スドき君キミ名ナをとを安佐ヤサ利リ於オ比ヒ由ユ久クハ
求モトり追オひ行ユくルり也末之ノ呂ロ乃ノ宇知ウチ惠エ倍ヘ留ル古コ良ラま山
城シロのウち宇知の地 醉サケへる子コ等トなる毛モ波ハ保ホ世セ与ユ藻モ干ハせ
と衣エ不フ祢ネ加カ計ケ奴ヌハえ船フネ繫ヒけぬとえの船フネと云んなりを分
離ワカ詞コトのよく加へる詞コトとのころとまいあゆ一首詩シ意イハこころふとなり
てしままあえると云ふを為ス意イハれたがどくあのちはえまい
いはるの勝マりといふ一